

# JAPAN KIMONO AUCTION 規約

## 第1条(規約の目的)

本規約は「JAPAN KIMONO AUCTION」(以下、「当市場」という)を開催するに当たり、必要事項について定め、市場参加者の取引安定化及び模倣品(偽造品)・盗品の撲滅を目的とする。

## 第2条(名称)

当市場の名称を「JAPAN KIMONO AUCTION(ジャパンキモノオークション)」と称する。

## 第3条(オークションの目的)

1. 衣類等、時計宝飾品類、皮革ゴム製品類、貴金属製品類、道具類、日常生活品類の売買
2. 1に記載の相場情報の提供

## 第4条(運営)

当市場は、本規約及び運用に関わる全てを株式会社 JAPAN KIMONO AUCTION 以下、「主催者」が行う。

## 第5条(所在地)

当市場は、東京都文京区千駄木1丁目20番8号千駄木ヒルズ2階に本拠地を置くものとする。

## 第6条(その他開催場所)

当市場の開催場所は、東京都台東区橋場2丁目20番2号1・2階

## 第7条(開催日時)

開催日は毎月30日。ただし2月と12月は別日に開催します。年度事が変わる為、主催者に確認してください。

開催時間は9時30分より19時まで。

ただし、主催者の都合等により開催できない場合は、変更開催日時を定め、事前にその旨を会員に通知する。

## 第8条(参加者の定義と資格)

### 1. 主催者

- ① 市場事務局を設置し、これを管理・運営・統制すること
- ② 売主・買主の市場参加を承認すること
- ③ 古物営業法に基づく取引の管理をすること

### 2. 売主

# JAPAN KIMONO AUCTION 規約

- ①売主の所在地を管轄する公安委員会が認可した古物許可証を有すること
- ②本規約を遵守し、主催者の指示のもと当市場で出品販売すること

## 3. 買主

- ①買主の所在地を管轄する公安委員会が認可した古物許可証を有すること
- ②本規約を遵守し、当市場で購入すること

## 第9条(会員の承認)

市場に参加しようとする者は以下の手続きをもって主催者の審査承認を得て会員登録をしなければならない。ただし、主催者が総合的に勘案して承認しない場合がある。

1. 市場入会申込書の提出
2. 古物許可証の写しの提出
3. 入会金の支払い
4. その他主催者が求める書類の提出ならびに事務手続き
5. 入会申込書を提出した時点で本規約に同意したものとする

## 第10条(会員承認の取消)

主催者は市場参加者が次の各号の一つに該当した場合、何ら通知催告を要せず主催者の判断により、市場参加者承認の取消、会員登録の抹消を行うことができる。

1. 市場参加者の古物商の営業許可が取消となったとき
2. 市場参加者として不適切であると主催者が判断するに相当する事由があるとき
3. 本規約に違反したとき
4. 参加者の自己申告によるとき
5. 会員登録後、当市場の利用が1年以上ないとき

## 第11条(入会金)

入会時に主催者の定めた方法により当市場への入会金を支払わなければならない。なお入会金は途中退会等如何なる理由でも返金しないものとする。

## 第12条(参加費)

当市場への参加者は主催者の定めた方法により参加費を支払わなければならない。

## 第13条(手数料)

会員は主催者の定める方法により当市場へ手数料を支払わなければならない。

ただし、主催者の判断により必要と認める時は会員と個別契約を締結し会員はこれとは別に定める手数料を支払うものとする。

# JAPAN KIMONO AUCTION 規約

## 第14条(決済の方法)

1. 売買の代金は、市場開催当日に原則現金にて支払うものとし、売掛は一切しないものとする。ただし、やむを得ず市場当日に精算が完了出来ない場合は主催者の指示のもと支払いをするものとする。
2. 主催者は決済の円滑化を図る為に、売買明細書を発行する事とする。なお、売買明細書の再発行は原則行わない。

## 第15条(禁止事項)

市場参加者に対し以下の事項を禁止する

1. 売主買主が市場内において、市場を経由せずに直接売買を行うこと
2. 当市場およびその他の第三者の権利、利益、名誉を損ねること
3. 虚偽の情報により市場参加資格を登録すること
4. 市場参加資格を第三者に貸与・譲渡すること
5. 市場参加資格を第三者と共用すること
6. 不正品およびその疑いがある商品を出品すること
7. 市場参加者たることで取得した他者(他社)の秘密を漏洩すること
8. 参加者(参加社)に対する当市場以外の市場への勧誘行為をすること、ただし主催者がこれを許可した場合は許すものとする
9. 当市場の規約に違反すること

## 第16条(売主の責務)

1. 商品の真贋及び欠損、その他相場に影響する事象がある場合は明確にする
2. 出品物の搬入日時については、主催者の指示に従うものとする
3. 売り終了後、主催者より発行される明細書に基づき、商品の検品・確認を行うこと。明細書の訂正がある場合は市場開催当日中に主催者へ申し出ること。商品の発送などの理由により当日の検品・確認が困難な場合は売買日より1週間以内に主催者へ申し出ること。この受付期間終了後、当市場は一切の責務を負わないものとする。また主催者側より明細書の訂正報告があった場合は明細書・商品・代金を主催者の指示に従い訂正を行うものとする。
4. 搬送時のダンボール等の梱包用品は売主にて管理するものとする。正当な事由なく搬出を怠った場合、主催者は自己の判断でこれを処分できる。またその処分に要した費用は売主がこれを負担するものとする。

## 第17条(買主の責務)

1. 商品の真贋及び欠損、その他相場に影響する事象を自己の責任により確認する
2. 買い終了後、主催者より発行される明細書に基づき、商品の検品・確認を行うこと。

# JAPAN KIMONO AUCTION 規約

明細書の訂正がある場合は市場開催当日中に主催者へ申し出ること。商品の発送などの理由により当日の検品・確認が困難な場合は売買日より1週間以内に主催者へ申し出ること。この受付期間終了後、当市場は一切の責務を負わないものとする。また主催者側より明細書の訂正報告があった場合は明細書・商品・代金を主催者の指示に従い訂正を行うものとする。

3. 搬送時のダンボール等の梱包用品は買主にて管理するものとする。正当な事由なく搬出を怠った場合、主催者は自己の判断でこれを処分できる。またその処分に要した費用は買主がこれを負担するものとする。

## 第18条(市場内の管理)

1. 市場内古物の所有権は、競売りまでは売主に帰属し、競売り終了後は買主に帰属する
2. 競終了後、主催者の発行する明細書に基づき、売主、買主共に商品等の確認をした時点で主催者としての古物の管理責任は無いものとする
3. 物品の滅失・毀損・盗難等が発生した場合、主催者の故意もしくは重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する売主買主がその責任を負うものとする。

## 第19条(古物に関する保証)

1. 売買する商品については、商品の状態を確認する為に主催者は事前に買主に対して商品の状態を確認させる事とする。この事から、売買成立時に判明していた物品の欠損について本条は適用されない。
2. 売買成立後の商品真贋については売主の保証がなされないものは買主の責任とする。売主により保証された商品について疑念がある場合は、売買成立日を起算日として1週間以内に申し出る事とし、主催者仲介のもと売主と買主の協議を行うものとする。よってこの保証期間経過後、買主はいかなる理由があろうと売主に対し保証義務の履行を要求することはできない。協議により真贋手続きの必要な場合は買主が行うものとする。商品が規定外と判断された場合、売主がその費用を負担するものとする。商品が規定内と判断された場合、その費用は買主が負担するものとする。
3. 返品承認された物品の所有権は売主に帰属するものとし、返品商品については次の費用を含む一切の責任を売主が有する。
  - (1)買主から主催者側までの返送費用
  - (2)主催者側から売主までの返送費用
  - (3)返金等の振込手数料
4. 保証期間内に売主・買主間で協議が成立しなかった場合、主催者に裁定を委ねるものとし、その裁定をもって最終とし、両者は異議を申し立てない。
5. 市場開催に関わるクレームおよびトラブルの処理に関して、主催者は会員以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとする。

# JAPAN KIMONO AUCTION 規約

## 第20条(個人情報の取り扱い及び情報利用)

主催者は原則として、市場参加者情報を市場参加者の同意なく第三者に開示しない。ただし、以下の場合には市場参加者の同意なく、これらの情報を開示できる。

1. 公官庁等の公共機関から法律に定める権限に基づき開示を求められた場合
2. 当市場の権利・利益・名誉等を保護する為に必要であると判断した場合
3. 当市場の取引データ、会員情報は相場の分析および当市場改善等に役立てるため、当社グループで使用致します。
4. 当市場は開催会場内の確認およびトラブル防止の為、会場内の録画、録音をする権利を有するものとし、会員は前記の目的の範囲内においては肖像権を放棄する。
5. 会員は個人情報保護の観点から主催者の許可なく、会場内の撮影および録画、録音をしてはならない。

## 第21条(免責事項)

1. オークションの中断、中止により参加者が蒙る一切の損害
2. 天変地異、暴動、その他不可抗力等、当市場の責めによらない出品物および落札物の破損・滅失。

## 第22条(反社会的勢力の排除)

会員は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、社会運動評謗ゴロ、特殊知能暴力集団、役員、実質経営者が反社会的勢力である者および反社会的勢力であった者、その他前各号に準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という)に該当しないこと、および次の各号にいずれも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- ①自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- ②反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ③反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関係を有すること。
- ⑤反社会的勢力であることを知りながら関係を有すること。
- ⑥役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

## 第23条(付帯事項)

1. 参加申し込みについて

# JAPAN KIMONO AUCTION 規約

- ①参加者は主催者に対し電話等による参加申込が必要となる
- ②事前申込の無い場合および、参加日当日に主催者が求める古物許可証・名刺などの提示が出来ない場合は主催者の判断にて参加を拒否することができる
- ③主催者の判断により必要と認めるときは、参加者と個別契約を締結するものとし、参加者は個別契約に基づき参加申込をする
- ④登録事項に変更がある場合は、速やかに主催者に連絡をする事とする

## 2. 委託販売品の取り扱いについて

- ①委託商品の販売については、一社につき一人分の参加料費を主催者に支払う事とする
- ②売上代金の振込が必要の場合、振込手数料は売主の負担とする
- ③商品の返送に伴う費用は全て売主の負担とする
- ④大量の委託商品の場合、主催者側で人的保証が必要と判断した場合、売主はその費用を負うものとする。なお費用については主催者と売主の間で協議するものとする

## 第24条(規約改定について)

本規約は1日以上予告期間をおいて変更後の本規約内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後より本規約が適用されるものとする。

## 附則

本規約は、令和4年10月1日より施行する。